

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー常勤役員の災害補償に関する規程
(平成7年7月7日 規程第7号)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人とっとりコンベンションビューローの常勤役員(以下「常勤役員」という。)安全衛生及び災害補償(以下「災害補償等」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害補償等)

第2条 常勤役員の災害補償等については、公益財団法人とっとりコンベンションビューロー就業規則の規定を準用する。

附則

この規程は、平成7年7月7日から施行する。